

第 2 回

千葉市自転車等駐車対策協議会

平成 2 1 年 2 月 1 7 日（火）

千葉市建設局土木部自転車対策課

平成20年度第2回千葉市自転車等駐車対策協議会

次 第

日 時 平成21年2月17日（火）

午後1時55分～2時47分

場 所 千葉市役所・正庁

1 開 会

2 土木部長挨拶

3 会長挨拶

4 議 題

（1）自転車等の駐車マナー啓発について

（2）自転車駐車場の指定について

（3）自転車等放置禁止区域の指定について

（4）その他

5 閉 会

午後1時55分 開会

【事務局】 ただいまより、「平成20年度第2回千葉市自転車等駐車対策協議会」を開会いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

まず、本日の会議は委員の過半数の方が出席しております。「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第17条第6号によりまして、本日の協議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、土木部長の清水よりご挨拶を申し上げます。

【清水土木部長】 土木部長の清水でございます。協議会の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、日ごろより千葉市政にご協力、またご支援いただいていることに対しまして、心からお礼を申し上げます。また、皆様のご協力を得まして、昨年度末策定いたしました「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づきまして、現在、千葉駅東口の歩道上に機械式の地下自転車駐車場をつくっております。6月ごろには完成して皆様にお披露目できると思います。

さて、自転車や原動機付自転車は、通勤、通学、買い物など市民の方々に幅広く身近な交通機関として利用されております。しかしながら、利用者の増加とともに、一部マナーやルールを守らない方が自転車を歩道上などに放置することによりまして、歩行者の良好な歩行環境が阻害されているという状況になっております。

これらの問題を解決するため、本市におきましては、放置自転車対策の理念としまして、自転車駐車場の確保、放置自転車の撤去とともに、駐車時のマナーの向上に関する啓発に取り組んでいるところでございます。本日の議題にあります駐車場マナーの啓発につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますが、放置自転車対策のソフト面において重要な位置を占めておりますことから、今後、積極的に取り組んで参る考えでございます。

最後に、本日の会議におきましても、皆様から貴重なご意見をいただき、施策の推進に生かしてまいりますので、忌憚のないご意見をいただけますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、会議をはじめさせていただきます。

まず、本日の会議は公開といたします。

それでは、正副会長を代表いたしまして、榛澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

【榛澤会長】 皆さんこんにちは。榛澤です。

この協議会を鴻崎副会長さんをはじめ委員の皆様方のご協力を得ながら進めているわけでございます。先ほど部長さんから話しございましたように、皆さん方からご意見などを頂戴し、千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画をまとめ、市の施策に反映しているところであります。

放置自転車対策は、全国の自治体でも悩んでいるところでありますが、千葉市も、先ほど部長さんのお話しにございましたように、総合計画に基づき、JR千葉駅東口をはじめ自転車駐車場の確保や放置自転車の撤去を強化するなど、いろいろと努力されております。問題の解消には皆さん方いろいろとご協力を得ながら進んでいかなくてはならないわけですが、総合計画の、駐車場の確保、放置自転車等の撤去、利用のマナーの向上というこの三本柱を掲げておりまして、それを積極的に進めているわけではありますが、今日は、その1つの議題でありますマナーの啓発を、重点施策ということで、これから皆さん方のご意見をいただきながらまとめていきたいと思っております。どうぞ忌憚のない建設的なご意見をよろしくをお願いいたします。

簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

本日の会議次第、委員名簿、席次表でございます。会議資料といたしまして、「議題1. 自転車等の駐車マナーの啓発について」のリーフレット案2点と、「議題2. 自転車駐車場の指定について(幕張本郷駅周辺)」、「議題3. 自転車等放置禁止区域の指定について(稲毛駅周辺)」でございます。

以上の資料でございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 議事に移らせていただきますが、施行規則第18条第5項の規定によりまして、議長は会長が務めることとなっております。

それでは、よろしくお願いいたします。

【榛澤会長】 規定により議長を務めさせていただきます。不慣れでございますが、皆様

のご協力を得ながら議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。

議事に入ります前に議事録署名人の指名させていただきます。

千葉市町内自治会連絡協議会の長倉委員と、千葉市青少年育成委員会の服部委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「議題1. 自転車等の駐車マナー啓発について」は、総合計画の中でうたわれている三本柱のひとつであります。

では、事務局ご説明よろしくお願いいたします。

【事務局】 まず、啓発用リーフレット案が今回2つご用意させていただいております。1点が一般向け、1点が子供さん向けということになります。まず一般向けのほうから説明をさせていただきます。

まず、利用者の皆さんに知ってほしい大切なことということで千葉市からのメッセージという形で3点挙げさせていただいております。

最初が自転車や原付バイクを道路など公共の場所に放置することは、条例で禁止されているというメッセージになります。

次に、放置自転車等が原因となって、高齢者や子供、身体にご不自由な方が歩きにくくなるなど、他の人に迷惑がかかるほか、救急車や消防車の到着が遅れるなど、重大な問題につながる恐れがあります。

最終に自転車や原付バイクを利用する皆さんに知っておいてほしい大切なことについて、ほんの少し時間をいただいて、お話ししたいと思いますという内容が裏面の説明となります。

まず左側に、自転車や原付バイクの放置が、どんな問題を引き起こすかを示しています。現状を知っていただきたいという意図から、このページを設けております。

まず、「放置自転車にまつわる出来事その1」といたしまして、歩道上に1台止められた自転車をきっかけに、何倍にも放置自転車が増えてしまいます。その結果、歩道が歩きづらくなって危険になり、街の美観も損なわれます。

駅前などで1台も自転車がとまっていない状況ですと皆さん放置をしないという傾向がありますが、何台かとまっているとそれに伴ってとめてしまうという方が多く見受けられます。

千葉市のデータの①としまして、駐輪場を利用している人35,000人に対して、放置している方が2万人いるという、平成18年10月の市の調査結果があります。

「放置自転車にまつわる出来事その2」としまして、目の不自由な方にとって、歩道上の点字ブロックは道標となるもの。その上には自転車が止められてしまっています。これはとても危険なことです。

データですが、放置をやめてもらいたい人というのが89%、放置しても気にならない人というのが11%というアンケート結果が得られております。これも平成18年の市の調査結果でございます。

「放置自転車にまつわる出来事その3」といたしまして、狭い道路におかれた自転車が邪魔をして、救急車が通れません。その向こうには、救急車の到着を待つ病人やケガをした人がいるのです。ということをご理解願いたいという思いをその3に示しております。

右側のページは、現状を知ってもらった上で千葉市から利用者の方に守ってほしいルールとマナーについて書かせていただいております。

まず1点目につきまして、「自転車や原付バイクを止める場合は、駐輪場を利用しましょう」というメッセージになります。

市の駐輪場には、定期利用のほか、1回100円で利用できる場所もあります。この件に関して、市民の方になかなか知っていただく機会がないので、このリーフレットの中で、各駅の利用受け付けができる駐輪場名を記載しております。

2点目としまして、「自転車や原付バイクは放置しないようにしましょう」というメッセージになっております。

皆さんが、安全・安心に道路を通れるよう、放置されている自転車や原付バイクは、市の自転車保管場へ移動して、保管します。引き取るときは、移動保管手数料をいただいております。駐輪場1回分の料金100円のほうはるかにお得ですよというメッセージを入れさせていただきます。

3点目としましては、「健康のために、目的地まで近い場合は歩きましょう。」と、近距離利用の自粛というメッセージでございます。

現在、千葉市の駐輪場を利用している方の平均距離は1.3キロ、おおむね歩いて15分の距離なんです。15分程度の距離はできるだけ歩いていただきたいという思いを込めてメッセージとしております。

最後は、「あなたの街、そしてあなたの自転車にも思いやりを。」というメッセージで

しめくくっております。

引き続き、「たろうくんのあおいじてんしゃ」という、子供さん向けのリーフレット案を説明させていただきます。

まず、「たろうくんのあおいじてんしゃ」というのは、表題。みんなでかんがえるじてんしゃのルールとマナーということで、裏に図解を含め、なるべくわかりやすいような工夫をして作成しました。

1コマ目は、『たろうくんが6さいのたんじょうびの日、おとうさんがあおいじてんしゃをふれぜんとしてくれました。』

2コマ目は、『たろうくんは、あおいじてんしゃがおきりいり。あそびにいくときは、いつものっていきました。はらっぱ、こうえん、ともだちのいえ。』

3コマ目は、『たろうくんとおともだちは、じてんしゃをみんながあるくみちのうえにためて、あそびにいつてしまいました。』

4コマ目は、『あとからきたひとたちが、あおいじてんしゃのとなりにじてんしゃをつぎつぎととめていきました。』

5コマ目は、『そこへ、おじいさんがあるいてきました。じてんしゃのせいで、あぶないけど、くるまがはしるほうにでてあるくしかありません。』

6コマ目は、『また、むこうから、めのふじゅうなひとが、あるいてきました。このままだとぶつかっちゃうよ！』

7コマ目は、『たろうくんとおともだちがかえろうとしたとき、むこうから、おとうさんがあるいてきました。そこへ、たろうくんのともだちがはしってきました。』

8コマ目は、『どっすん！たろうくんのともだちは、あおいじてんしゃにつまづいてころんでしまいました。だいじょうぶかな……。』

9コマ目は、『ともだちは、しりもちをついただけで、けがはしませんでした。かえりみち、おとうさんはずっとだまっていました。おこっているのかな……。』

最後のページ、表面左側は、

『そのよる、おとうさんは、たろうくんのめをじっとみていました。「ともだちがころんでしまったのは、どうしてだと思う？」

「うーん……。みちにじてんしゃをおいていたから？」

「そうだね、もし、たろうが、じてんしゃをみちにおかないで、いえにのってかえったら、だれもころばなかったよね。」

「うん。……もう、わすれてかえったりしないよ。」

おとうさんは、とてもやさしいめをしていました。』

最後に、「みんなも、やくそくしてね!」ということで3点です。

「じてんしゃは、みちにおかないこと」

「こうえんなどにいったときは、じてんしゃをきめられたおきばにとめること」

「じてんしゃにのるときは、あぶないのりかたをしないこと」

ということで締めております。

以上でございます。

【榛澤会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方は、いろいろな分野に所属していますので、今後この施策を進める上で、ご提案やご意見を伺いたいと思います。

全員にお聞きしたいと思いますので、まず小林委員からよろしくお願いをいたします。

【小林委員：代理】 京成電鉄の小林の代理で出席しております永井と申します。

質問ですけれども、子供用は、実際にはどのように配付しますか。

【事務局】 教育委員会と打ち合わせを行っているところですが、学校行事の中に安全教室等を組み込んでいただいて、その中で児童に配っていきたいと考えております。

【小林委員：代理】 対象としては小学生ですか。

【事務局】 はい。

【小林委員：代理】 1台の自転車引き起こすことというのをよく理解をしていただいて、大きくなっていつてもらいたいなと思いますが、すべて平仮名で書いているので、幼稚園か小学校かなと思っていましたので、そのあたりをうまく配布していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、矢印とかコマの番号があつたほうがいいですね。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

長谷川委員、お願いします。

【長谷川委員】 一般向けの2ページ目、千葉市のデータ①が、平成18年10月市調査、データ②が18年市調査となっております。これは別のデータですか。

【事務局】 同じ10月のデータでございます。修正いたします。

【長谷川委員】 あと、子供向けのなかで、たんじょうびの「日」だけ漢字使っているんですね。できれば小学生向けであっても、せめて二、三年生ぐらいまでに覚える漢字は

漢字で表記して、振り仮名を付け振るとかしないと、読みづらいと思います。日常使う、簡単な漢字や、振り仮名を付けたほうがかえって読みやすいと感じました。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

【榛澤会長】 事務局には漢字の表記を検討していただきたいと思います。

長倉委員お願いします。

【長倉委員】 2点ほどお伺います。子供たちが公園などに遊びやスポーツのために自転車で行きます。これは放置自転車といえますか。また、特に集合住宅などの住民が引っ越しするときに投棄していくことが見受けられます。これも放置自転車といえますか。乗り捨てられた自転車を処分するための手続きや費用を教えてください。

【榛澤会長】 今のご質問に対して、事務局お願いいたします。

【海宝自転車対策課長】 1点目の放置自転車の定義につきましては、改正自転車法及び条例において、「利用者等が自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態」を放置自転車と定めております。自転車の利用者の目的や場所、時間等にかかわらず道路や公園など公共の場所に放置しますと放置自転車となります。次に、自転車の処分については、環境局の所管でありますので詳しい説明はできませんが、粗大ゴミとして有料で処理していただくことと思います。

【長倉委員】 それでは、道路上に自転車を放置した場合、市は放置自転車として撤去することはありますか。また、罰則などの規定はありますか。

【海宝自転車対策課長】 条例に基づき自転車等放置禁止区域に指定している道路は即日、撤去の対象となります。罰則ではありませんが、撤去された自転車を引き取る際は、保管手数料を徴収しております。

【長倉委員】 禁止区域や撤去されることを知らない方も多いと思います。現に、駅の周辺などには大量の放置自転車が見られます。今後、さらに放置自転車の撤去を強化していただきたいと思います。

【榛澤会長】 長倉委員のご意見は駅の周辺以外の公園などの状況ではありますが、やはり放置自転車は通行などの支障になりますので、公園管理者や関係課などに伝え、自転車利用者の理解を得られるようお願いしていきたいと思います。

【長倉委員】 公園などを例にあげましたが、幕張本郷駅のロータリーには大量の放置自転車があります。多くの人が集まる駅の周辺は放置禁止区域に指定し、撤去するようお願いしたいと思います。

【榛澤会長】 要望ということでよろしいですね。

【長倉委員】 はい。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

水越委員、お願いします。

【水越委員】 私は自転車を利用する機会は多くありませんが、一般向けのパンフレットには駐輪場の電話番号が記載されています。利用するときは電話などで申請しなければなりません。できればワンコインで利用することができれば利用しやすくなると思います。

【事務局】 利用には定期利用と一時利用があります。利用の目的など問い合わせさせていただくために駐輪場の連絡先として電話番号を記載しました。

【水越委員】 駐輪場の場所や利用方法などを問い合わせることも必要ですが、買い物など身近な場所にコイン式の駐輪場があると利用者は増えると思います。

【事務局】 買い物を例にしますと、市では買い物などで来店される方のためには施設側で駐輪場を確保していただくよう商業施設の事業者をお願いしているところです。

【水越委員】 それは必要なことだと思います。

【事務局】 稲毛駅のペリエには昨年10月に買い物客専用の駐輪場ができました。市の駐輪場は商業施設などから離れたところもありますので、買い物などの短時間利用の方にはご利用いただけないこともあります。商業施設内や近くに駐輪場があるということは望ましいので、事業者には、駐輪場の確保をお願いしております。

【水越委員】 千葉そごうには駐輪場がありますね。

【事務局】 そごうは数年前に駐輪場を作り、常に満杯な状態であり、利用者の方には定着しております。

【水越委員】 結構なことですね。

【榛澤会長】 よろしいでしょうか。

【水越委員】 はい。

【榛澤会長】 どうも、倉本委員どうぞよろしくお願いします。

【山崎委員；代理】 千葉県生活・交通安全課、山崎の代理の倉本と申します。

既にご意見が出ておりますけれども、子供さんのリーフレットには、簡単な漢字とルビの併用について検討いただきたいと思います。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

中島委員お願いします。

【中島委員】 子供用のパンフレットの一番最後のほうに、「そのよる、おとうさんとたろうくんの話が載ってしまして、たろうくんが、」終わりから2行目のときに、『うん。…もう、わすれてかえったりしないよ。』と言っていますけれど、これを最初からずっと見ていくと、たろうくんは別に忘れてはないと思うんですね。たまたま遊びに行くときに置いていって、帰ろうとしたときに取りに行っていますよね、そのときに、近付いてきた人がそれにぶつかっているような内容になっているんです。『わすれてかえったりしないよ。』という表現が、例えば『めいわくな場所にはもうとめないよ。』などの表現が内容と合っているんじゃないかなというような気がしました。

【榛澤会長】 貴重な意見どうもありがとうございました。

【事務局】 中島委員のご意見のとおり「道路上におかないよ」とか、「公共の場所にはおかないよ」などの表現を検討していきたいと思います。

また、コマに番号や矢印をつけるとか、順番がわかりやすいように工夫したいと思います。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

安田委員お願いします。

【安田委員】 皆さんが言われておりますように、番号とか矢印でしていただければわかりやすいと思いますし、やっぱり低学年で習う漢字を入れて、振り仮名を付ければ良いと思います。また、教育委員会を通して学習の場で活用していくことも大変結構だと思います。

一般向けは町内会の回覧板で世帯に配り、ご家庭でご覧いただくようにすれば良いし、駐輪場の問い合わせ先も載っていますので便利じゃないかなという気がいたします。大変よくできていると思いました。

それから、来店者用の駐輪場のことですが、私どものお店でも用意しておりますし、今後もサービスの面など不備のないようにもう一度、再度注意してきちんとさせていただくようにしたいと思っています。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

服部委員お願いします。

【服部委員】 子供用のほうのリーフレットですが、このお話の中で、たろうくんとお友達が自転車を置いて、こっちの後でぶつかったお友達というのは同じお友達なのか、何かほかのお友達なのかよくわかりずらいところがあります。あと、大人用のほうのパンフレ

ットですが、「自転車や原付バイクは放置しないようにしましょう。」の「でも、駐輪場の1回分の料金100円の方が、はるかに得ですよ。」となっております。これは「でも」ではなく「だから」じゃないかと思います。保管料を支払うより駐輪場を利用したほうがお得ですよが良いと思うのが1つと、「放置自転車にまつわる出来事その2」で、「ブロックは、道標となるもの。その上には自転車が止められてしまっています。」は、「その上に」が良いと思います。「その上にはとめられてしまっています」というと、いつも100%という感じがすごくするんですけども、どうなのでしょう。

【榛澤会長】 よろしくお願ひします。

【海宝自転車対策課長】 ご指摘のございました2点につきまして、修正していきたいと思ひます。

【榛澤会長】 貴重なご意見どうもありがとうございました。

【海宝自転車対策課長】 あと、おともだちの件につきましては、検討させていただきます。

【服部委員】 走ってきたので別の子のほうが良いと思ひます。

【海宝自転車対策課長】 お友達がいいのか、名前にするのか、わかりやすい表現を検討をさせていただきますと思ひます。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

花崎委員よろしくお願ひします。

【花崎委員】 職員の皆さんが工夫し、作られていることに感心いたしました。

啓発事業は継続していくことに意義がありますので今後もこれらを活用して続けていただきたいと思ひます。

また、出前講座などで市民の皆さんに直接、伝えていく機会も必要ではないかと思ひます。

【榛澤会長】 これは芝居にすべきですね。

【花崎委員】 ええ。そんなイメージもあります。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

仙波委員お願ひします。

【仙波委員】 このような子供向けには紙芝居などをつくり保育園の先生に読んでいただくとかというふうにして、するともう少し徹底してくるかなと思ひます。

一般向けには、高校生や中学生のマナー違反が結構目立ちますので、入学式などで配っ

ていただけると少し徹底するかなというふうに思いました。

【海宝自転車対策課長】 大変いいご意見だと思います。特に幼稚園等での今後の啓発活動の参考にしていきたいと思います。

【榛澤会長】 飯島委員お願いします。

【飯島委員】 一般用のリーフレットの配布の対象を教えてください。

【海宝自転車対策課長】 一般向けは、中学生以上を対象として、学校や駅等での配布を考えております。また、先ほど町内会の回覧等での配布というご意見もございましたので検討したいと思います。

【飯島委員】 わかりました。

それから、表現の仕方ですけれども、残念ながら私どもJRでも自前では駐輪場を設置しておりませんが、「自転車や原付バイクを止める場合は、駐輪場を利用しましょう。」のなかで、「詳しくは、巻末に記載している各駅の利用受付窓口あてお問い合わせください。」という表現がありますが、各駅の利用受付窓口は、あたかも鉄道駅の窓口のように受けられ、利用者にご迷惑をお掛けしてしまう気がします。また、巻末の表も各駅の駐輪場と記載されております。JRとしては駐輪場を設置できていないので、駅周辺のというような厳密に書いていただくなど、一般の方にもわかりやすいようご検討していただければと思います。

【海宝自転車対策課長】 そうですね。誤解を与えるといけませんので、今ご指摘ございましたとおり駅周辺のということで表記を変えさせていただきます。

【飯島委員】 ありがとうございます。

【榛澤会長】 最後に副会長の鴻崎委員お願いします。

【鴻崎委員】 皆さんの貴重なご意見を承っており、感心いたしました。ただ、「議題4のその他」の項で申し上げようと思っておりましたが、高齢者や主婦が買い物用に手押車などを利用されています。自転車以外にもこれらのものが通行の妨げになることも考えられます。折角、子供用のリーフレットをこんな立派なのができているから、その中で、ご老人と、ご婦人の方の手押し車の扱い等も一緒に入れたらいいじゃないかなという気はします。

それと、現在、自転車対策課が施策の展開に取り組まれておりますが、先ほど長倉委員のように、廃棄するための料金をご存じなかったとおっしゃいましたが、仕方ないかもしれません、例えば、交通安全施策を担当する地域安全課や、関係課の職員を参加

させることで事務局の負担や委員の質問等に対応できると思います。検討してください。

【榛澤会長】 事務局には検討をお願いします。

【清水土木部長】 はい、今後、検討してまいります。

自転車の通行ルールなど交通安全に関しては地域安全課が所管しておりますが、関係している部分はありますので相互に連携し、自転車対策を進めていきたいと思っています。

【鴻崎委員】 そうですね。お願いします。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

今、各委員から貴重な意見が出ましたので、事務局は施策を推進するうえにおいて反映させていただきたいと思っています。また、直ちに反映できないものは、関係各課で検討して協力を求めていくことでお願いします。

自転車を利用する機会というのは年齢も用途也多岐にわたっておりますので、画一的な施策では難しいことは明らかであります。自転車が起因する諸問題を広く理解していただき、放置自転車が解消することを目指していきたいと思っています。

事務局においては、既に取り組まれていることと、新たに展開する施策を積極的に進めていただきたいと思います。

なお、本協議会としましては、今後とも施策の進捗状況などを適時、お聞きいたしながら進めてまいりたいと思っています。

何かこれ以外にご質問ございますか。

ありませんでしたら「議題1. 自転車の駐車マナー啓発について」は以上でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

次に、「議題2. 自転車駐車場の指定」と「議題3. 自転車等放置禁止区域の指定」については、一括して議事を進めます。

事務局から説明お願いいたします。

【事務局】 「議題2. 自転車駐車場の指定」は、資料1の幕張本郷駅周辺でございます。

幕張本郷駅周辺の自転車駐車場においては、図の中で第1と示している駐車場の一部の351㎡の用地を本年度末をもって返還することとなりました。ついては、返還する用地の収容台数分を第4駐車場の拡充と、第5駐車場、第6駐車場を整備し、計106台分の自転車駐車場を確保するものです。

供用開始につきましては、本年4月1日付けで指定自転車駐車場として有料化するものです。

次に、「議題3. 自転車等放置禁止区域の指定」は、資料2の稲毛駅周辺でございます。

現在の自転車等放置禁止区域は、青色で示している部分で、新たに区域に指定する範囲は赤色で示しております。これは、禁止区域以外の場所に放置自転車が増加し、交通障害などの問題が生じてまいりましたことから、自転車駐車場の利用の促進並びに放置自転車の撤去を強化を図る目的で、区域を拡大するものです。

指定日は本年の4月1日付を予定しております。

【榛澤会長】 議題2と議題3を一括説明していただいたわけですが、この自転車駐車場を指定し、有料化するということは、受益者負担の原則から利用者から応分の負担をしていただくことであり、同時に行政は、その需要に対して駐車場を整備し、サービスを提供するということが基本になっております。

また、自転車等放置禁止区域の区域指定は、良好な歩行環境の確保のため、一部の利用者の身勝手な考えで自転車を放置するということを防止しようということございまして、放置自転車の撤去を効果的に行うために必要な事項であります。

これは一括してご意見を伺います。

はい、長倉委員。

【長倉委員】 幕張本郷駅周辺の自転車駐車場の指定は、第1駐車場の借地部分を返還するため整備拡充するものですね。

【清水土木部長】 はい。

【長倉委員】 先日、幕張新都心公共交通活性化協議会があり、幕張本郷駅は幕張新都心とのアクセスもよくバス乗客者が多く見られます。この整備する箇所は駅前広場の歩道ですか。

【事務局】 補足説明をさせていただきます。

第5駐車場は歩道橋の階段の下なので、歩行者は現実的に通らない場所になっております。

第6駐車場は、公共トイレの裏でこの場所につきましても歩行者が通らない場所を選定していますので、現在の歩行者動線を阻害することはないと考えております。

第4駐車場の増設部分に関しましては、植樹帯を一部削りまして、そこに駐輪場をつくるので、やはり歩行者動線に影響は与えません。

【長倉委員】 駐車場管理の係員は常駐されますか。例えば料金の徴収はどのように行わ

れますか。

【海宝自転車対策課長】 議題の駐車場は定期利用専用を予定しておりますので、利用する方は最寄の第1駐車場であらかじめ利用登録し、利用料金を納めます。駐車場の管理は第1駐車場に複数名配置した係員が巡回することとしております。

なお、利用登録せずに利用した自転車は不正利用車として放置自転車とともに撤去いたします。

【長倉委員】 放置自転車は撤去しなければだめですね。

駐車場は他の駅で設置されている機械式駐輪ラックですか。

【海宝自転車対策課長】 区画線で場所を表示します。

【長倉委員】 はいわかりました。

係員が常駐せず、駐輪ラックがなければ不正利用か否か判断できないと思います。管理はどのように行われますか。

【清水土木部長】 利用登録しますと利用場所、利用期限を表記した利用票に自転車に貼ります。利用票のない自転車は不正利用車ですので直ちに警告札を取り付けます。また、不正利用しようとした者はその場で注意し、利用登録または第1駐車場での一時利用をお願いします。

【長倉委員】 稲毛駅の禁止区域の拡大ですが、確かに放置自転車が多く見られます。禁止区域が広範囲になると指導するにしましても人員配置など難しい面もあります。地域や利用者に対する周知の方法はどのように行いますか。

【海宝自転車対策課長】 稲毛駅周辺には既に看板や標識を設置しております。新たに指定した放置禁止区域にも設置する予定です。

【榛澤会長】 どこでも自動車用の機械式駐車場があります。一方、駐輪場の民間参入は全国でも多くありません。市では駐輪場を整備するため用地の確保などに努めておりますが、厳しい状況のなか、困難に直面して状況です。以前ですと、自転車店や民家で自転車預かり所などがありましたが、民間の駐輪場ができるよう市にはさらに努力をお願いしたいと思います。

また、議題1で皆さんからご意見を頂戴したリーフレットを配布して一台でも放置自転車なくなり、駐輪場を利用していただきたいと思います。委員の皆さんには市の施策にご協力をお願いします。

【長倉委員】 市から民間事業者に駐輪場事業を参入するように呼び掛けていただきたい

と思います。

また、放置自転車問題を住民に周知することや関連する施策を進めるには市役所内部を含め警察などと連携しなければいけないと思います。

【榛澤会長】 ご意見として伺い、事務局には今後の取り組み方などを検討していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「はい」の声あり）

【榛澤会長】 ございませんでしたら、「議題2.の幕張本郷駅の自転車駐車場の指定」と、「議題3.稲毛駅の自転車等放置禁止区域の指定」について、ご承認いただいたでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

いろいろご意見などをいただきました。事務局は自転車駐車場を利用する方に対しても、さらなるサービスの提供と放置禁止区域の指定に関して、十分な周知と効果的な撤去の実施をお願いいたします。

以上で、本日の議題は終了しました。事務局から何かご連絡することがありますか。

【海宝自転車対策課長】 先ほど、部長のあいさつでも述べましたが、現在建設中の千葉駅東口の機械式地下駐輪場が、6月に完成する予定でございます。委員の皆様には供用開始前に一度見学会を開催させていただきたいと思っておりますので、ぜひ、ご参加をお願いしたいと思います。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

【榛澤会長】 開場式典が行われるならば、委員の皆さんを招待していただきたいと思いますがいかがですか。

【海宝自転車対策課長】 現時点では式典を行うかは決定しておりませんが、行う際は是非ご参加していただきたいと思っております。

なお、この機械式駐車場は市内で初となりますので、供用開始前にはお披露目したいと思っておりますので、ご案内します。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の議題は終了いたしました。

さまざまな分野から活発なご意見をいただき、会議は有意義であったと思っております。

事務局には、本日の成果を今後の事業に反映し、条例の目的である市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図ることを達成していただくことをお願いいたします。

本日、ご出席していただいた委員の皆様、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

【事務局】 以上を持ちまして、「平成20年度第2回千葉市自転車等駐車対策協議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後2時47分 閉会

上記、会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

議事録署名人

会長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)